

中国駐在員向け現地医療保険

駐在 中国

— 平安養老保険 × WellBe 共同開発商品 —

格安な保険料

人民元でのお支払い

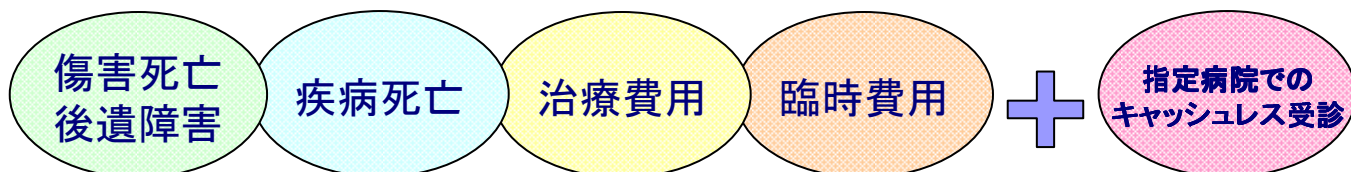
キャッシュレス受診

家族加入もOK!!

① 商品コンセプト

近年の「海外旅行保険料の高騰」「中国社会保险への加入義務化」など、福利厚生現地化ニーズを受けて開発しました。適正な治療水準と治療費を提供できる病院を WellBe 24時間アラームセンターで手配し、**格安な保険料**で**健全な現地医療保険**の運営を図ります。

② 基本補償+サービス



③ 商品の特徴

特徴その1 格安な保険料

以下の重大ケースでは、利用可能な他の保険がある場合は先行利用とし、残りの自己負担額に対して保険を適用します。

- ◆ 適用条件 **入院を伴う「5万元以上」**の治療
- ◆ 利用フロー 別紙参照
- ◆ 先行利用いただく保険
優先1) クレジットカード付帯の海外旅行保険
優先2) 健康保険(海外療養費申請など)

特徴その2 安全性の確保

適切な治療を提供できる病院を WellBe 24時間アラームセンターにて手配します。

- ◆ 重度・専門的な治療(手術、入院等)
総合病院(VIP)
- ◆ 軽微な治療(風邪、下痢など)
総合病院(VIP) or 指定クリニック

特徴その3 必要保障額の検証

過去の対応実績から補償内容を検証し、保険金額を設定しました。

WellBe取扱い重大医療対応件数

858件

(2001~2010年)

利便性

① 指定病院では治療費キャッシュレス受診

② 24時間日本語コールセンター対応

安心

③ 医療通訳の派遣

④ 適切な病院手配

コスト

⑤ 格安な保険料

⑥ 人民元決済



病院受診を希望される場合...

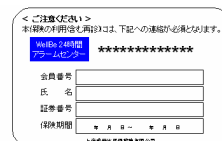
加入者カード(イメージ)



(表)

オペレーターより以下を確認いたします。

- ① 会員番号
- ② お名前
- ③ 企業名
- ④ 症状
- ⑤ 折り返しの電話番号



(裏)

④ 補償金額・保険料プラン

<全プラン共通>

* ① ②は1事故・期間内、③ ④は1事故・期間内累計

* 配偶者プランは、駐在員本人プランの内容に従います(例:A→AA)

本人プラン(満18~60歳)

※満61~65歳向け本人シニアプランを別途、ご用意しております。

補償項目 \ プラン	A	B	C	D
① 傷害死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円	100万円
② 疾病死亡	—	—	50万円	50万円
③ 治療費用	30万円	50万円	30万円	50万円
④ 臨時費用	30万円	30万円	30万円	30万円
年間保険料	6,500円	7,500円	8,000円	8,500円

配偶者プラン(満18~60歳)

補償項目 \ プラン	AA	BB	CC	DD
① 傷害死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円	100万円
② 疾病死亡	—	—	50万円	50万円
③ 治療費用	30万円	50万円	30万円	50万円
④ 臨時費用	30万円	30万円	30万円	30万円
年間保険料	9,500円	10,000円	11,000円	12,000円

子女プラン(生後30日~満22歳)

補償項目 \ プラン	X (満4歳~22歳)	Y (満生後30日~3歳)
① 傷害死亡・後遺障害	10万円	10万円
② 疾病死亡	—	—
③ 治療費用	10万円	10万円
④ 臨時費用	30万円	30万円
年間保険料	13,000円	16,000円

<参考>

ウェルビー未加入の方は別途、下記の会員費が必要です。

1世帯あたり	料金
入会金(初年度のみ)	840円
年会費(单身)	2,020円
年会費(家族)	3,020円

※本人シニアプラン(対象:満61~65歳)

下記以外の補償・プラン内容は本人プラン(60歳以下)に同じです。

- ・年間保険料 10,900円(SA)、17,700円(SB)、14,400円(SC)、21,100円(SD)
- ・SC、SDプランに加入の際、保険会社指定の健康診断結果(写)が必要となります。

⑤ 被保険者の条件

ウェルビーメディック会員且つ、下記の条件を満たす方

- ① **日本本社と雇用契約のある**中国赴任の駐在員本人及び、その家族(国籍問わず)
- ② 加入時満年齢が左記プランに合致していること

※現地採用の方は、本保険への加入はできません。別途、「安心生活」での加入となります。

⑥ 対象地域について

- ◆**傷害死亡・後遺障害、疾病死亡** → World Wide
- ◆**治療費用** → 中国大陸・香港・ベトナムでの受診治療費用※
- ◆**臨時費用** → 中国大陸・香港・ベトナムが事故発生地であること

※日本・台湾・マカオでの治療費用は保険対象外

⑦ 保険適用となる指定病院について(詳細は別紙参照)

1. 中国大陸内の2級以上の社会保険指定公立総合病院
2. 中国大陸内のキャッシュレス指定病院
3. 香港・ベトナムの指定病院

※WellBeアラームセンターによる受診手配且つ、上記2での受診のみキャッシュレス精算が可能

◆ ご注意事項

1. 加入前に、健康告知書をご提出いただきます。
2. 所定の重大ケースでは、利用可能な他の保険がある場合、先行利用して頂き、残りの負担額に対して保険適用します。
3. 契約更新時に企業毎の損害率に応じ、保険料割増となる場合があります。
4. 健全な現地医療保険の運営を目的として、過大な利用がみられる場合、加入会社及び、駐在員ご本人に利用状況の通知を行う場合がございます。但し、会社への通知内容は「利用回数・利用金額」のみとします。
5. 本保険の利用(含む再診)には、ウェルビー24時間アラームセンター経由での病院手配をお願いいたします。尚、キャッシュレスサービスはアラームセンター手配による受診(含む再診)に限ります。
6. クリニック利用は保険会社指定クリニックのみ保険適用となります。また、指定クリニックは定期的に見直しを行うとともに予告なく変更となる場合がございます。最新の指定病院情報は24時間アラームセンターまたは、下記ホームページにてご確認ください。

ウェルビーHP : <http://www.wellbemedic.com>

→ウェルビー会員専用サイト(パスワード:お手持ちの会員カード記載の会員番号)

→ウェルビー書庫内

→「駐在中国」指定病院リスト

⑧ 補償内容

保険期間中に発生した次の保険金をお支払いします。

傷害死亡保険金 後遺障害保険金	被保険者が意外事故により、事故発生日から180日以内に 死亡または後遺障害を被った場合にお支払いします。
疾病死亡保険金	被保険者が疾病によって死亡した場合にお支払いします。
治療費用保険金	被保険者が意外事故または、疾病により指定病院※1で治療を受けた場合に、事故日(傷害)、初診日(疾病)より180日※2を限度として、保険会社が認める合理的且つ、必要な治療費をお支払いします。
臨時費用保険金	被保険者の意外事故または、疾病により発生した次の臨時費用(①死亡時の現地火葬費用及び、遺体搬送費用 ②重大ケースの患者搬送費用 ③救護者費用)を保険会社規定に基づき、お支払いします。

※1. 保険会社の認定する病院に限ります。

※2. 疾病の場合、180日経過前に保険期間が終了する場合、保険を更新した場合に限り、初診日から180日までの治療費をお支払いします。

⑨ 加入にあたって

1. 新規加入手続きについて

(1) 保険期間(待機期間なし)

お申込み翌月1日～1年間

※申込み締切日: 始期前月20日までのWellBe申込み受付

※支払い締切日: 始期日前日まで(銀行振込みベース)

(2) 必要書類

①加入依頼書(法人単位)

②加入明細書(含む、健康告知書・重要事項同意書)(個人単位)

(3) 加入後の送付物

①被保険者カード

②付保証明書(希望時のみ個人単位)

2. 異動手続きについて

(1) 増員の場合(待機期間なし)

異動日 毎月 1日、10日、20日

※異動通知締切日: 異動日の10日前までのWellBe受け

※支払い締切日: 異動日前日まで(銀行振込みベース)

※必要書類: 上記1. (2)①②の書類と同じ

(2) 減員の場合

異動日 WellBeへの通知日ベース

【事前通知の場合】指定異動日の0:00

【事後通知の場合】WellBeへの通知日翌日の0:00

※溯及解約はできませんのでご注意ください。

※必要書類: 異動申請書、財務委任状、被保険者カード(回収)

3. 事故(ケガ、病気)が発生した場合の保険金請求手続きについて

被保険者カード裏面のウェルビー24時間アラームセンターまでご連絡ください。今後の手続き方法などをご案内いたします。

4. 死亡保険金受取人について

法定相続人

5. 他の利用可能な保険がある場合のフロー

(1) 適用される条件

入院を伴う「5万元以上」の治療

(2) 他の適用保険

優先1) クレジットカード付帯の海外旅行保険

優先2) 健康保険

(3) お支払いフロー

①入院時の治療費をWellBeが担保。

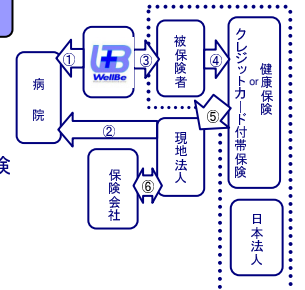
②退院日を目途に、現地法人よりWellBe担保の全額(RMB)を病院へ直接お支払いください。

③WellBeスタッフが適用可能な他の保険がある場合、当該保険金請求書類の作成を援助し、被保険者ご本人にお渡します。

④ご本人(被保険者)よりご請求。

⑤「他の保険金※」受領後、受領保険金を現地法人へお戻し。

⑥「治療実費」—「他の保険金」の差額を、現地法人に保険金としてお支払。



※点線内は、被保険者本人または、日本法人による代理受領など実態に応じ、他社にてご確認ください。

⑩ 主な免責事由

次のような原因により生じた事故や費用については、保険金をお支払いできません。

- ・ 保険契約者、保険金受取人が被保険者を故意に殺害あるいは傷害を負わせた場合
- ・ 先天性疾患、遺伝性疾患、エイズあるいはエイズウイルスに感染している期間に発生した医療費用
- ・ 梅毒、淋病等の性感染症に罹患し、生じた医療費用
- ・ 被保険者の故意犯罪、公務執行妨害、自殺または故意に傷害を負った場合
- ・ 被保険者の妊娠、流産、分娩等及び合併症が原因の場合
- ・ 被保険者のあらゆる理由による歯科治療費用
- ・ 受診のための往復交通費
- ・ 被保険者が保険対象エリア外で発生した治療費用
- ・ 指定病院以外で受診した場合
- ・ 戦争、軍事行動、暴動、武装叛乱等